

K450.4

4a

## 目 次

- 第一章 教育科衛生の意義
- 第一節 衛生の本義
- 第二節 教育科衛生の意義
- 第三節 學校衛生の任務
- 第四節 學校衛生の問題
- 第五節 學校衛生の發達
- 第六節 學校衛生の制度
- 第七節 健全なる心身
- 第八節 發育と健康
- 第九節 健康と疾病
- 第十節 健全なる心身
- 第十一節 児童及び青年の體格の推移
- 第十二節 児童及び青年の體格の現勢
- 第十三節 児童及び青年の健康と環境
- 第十四節 學校環境と衛生
- 第十五節 學校設備の衛生
- 第十六節 身體検査とその指導
- 第十七節 眼の疾病とその豫防
- 第十八節 歯の疾病とその豫防
- 第十九節 學校における傳染病とその豫防
- 第二十節 その他の疾病とその豫防

# 師範衛生卷一

## 第一章 教育科衛生の意義

### 第一節 衛生の本義

衛生と環境

われわれの生活は、本來環境に依存するところが多く、環境を離れては成立たないが、同時にまた環境に適應し、環境をつくりつつ、營爲發展せしめられるものである。いひかへれば、環境と一體不離の關係において、生命は維持せられ、健康は増進せられるのである。されば衛生は環境と切り離しては考へることができない。

環境にはいろいろの意義があるが、衛生では人體外にある事物・現象のすべてを含む外界のことを指し、これを生活環境とも呼んでゐる。

外界といつても、それは靜的な事物ではなく、動的な現象として人體になんらかの影響を及してゐるのであるが、それはまた自然環境と社會環境とに分つて考へることができる。自然環境とは、日光・

### 第一章 教育科衛生の意義

空氣・氣溫・氣濕・煤煙・水・土地・動植物等より、氣候・風土の如き自然界における物質的の諸條件並びにそれらの綜合されたものをいひ、社會環境とは、家族・部落・農村・都市・學校・產業・職業等の如き、人間界における文化的或は集團的の諸條件をいふのである。

環境の衛生とは、これら環境の諸條件と人の生活との關係を調整し、なかんづく環境條件を改善し、國民體位の向上に資せしめんとするものである。

## 二、人體の全體性

われわれの體温は、外界の氣温の高低にかかはらず、常に攝氏三十六度から三十七度位を保つてゐる。脈搏もおほむね一定して居り、血液の成分も恒常であり、その他の器官のはたらきも恒常性を保つてゐる。

これは身體の組織や器官がおのちの特有なはたらきをもちながら相互に關聯し合つて、その間に全體的な協調と統制とを保つてゐるためである。環境に變化があつても、内部に變化が起つても、身體はその統制作用によつて直ちに元の情態に戻り、その恒常性を保持するはたらきをもつてゐる。

われわれが健康を保持してゐるのは、この生理的恒常性が全體的な統制によつて保たれてゐるためであり、疾病を催るのは、全體的な統制が破れ、生理的恒常性が失はれるためである。また治療によつて疾病が恢復するといふことは、破壊された恒常性が、正常の情態に復歸することであつて、こ

れも恒常性のはたらきにほかならない。

また身體の組織や器官は、例へば心臓でも、肺臓でも、神經でも、おのちの特有なはたらきをもつと同時に、相互に關聯したはたらきによつて統制されてゐる。即ち身體のいづれの部分でも、自らのはたらきをなしながら、悉く他と二體となつて全體のはたらきをなしてゐる。これを人體の全體性といふ。

身體の恒常性と全體性とは、生體の現象としての本來の姿であり、衛生の意義もかかる生體の本質を十分に認識することによつて、始めて把握することができるのである。

## 三、人體の適應性

人體が、環境または内部に生じたいいろいろの變化に馴れると、これに馴れない者よりも、よくこれらの變化に堪へ得るやうになる。例へば、暑さ寒さに堪へるのは、環境の變化に馴れたためであり、勞働や、運動に堪へるのは、主として内部の變化に馴れたためである。このやうに内外の狀況の變化に堪へ得るのは、人體に適應性があるためで、衛生の積極性を認識せしめるには、きはめて重要な事實である。

適當な刺激を環境からうけることは、人體が環境の變化に適應する能力を健全に保持増進する上に必須の條件である。しかるに近代の生活は、ややもすればこの適應性の向上を阻止するやうな條件が

少くない。學校教育において體鍛科の指導の強化せられたのも、いろいろの理由はあるが、その主なものは、環境に對する人體の適應性を鍛磨し、その限界内において十分に發揮せしめんがためである。人體が環境條件の變化に適應するのは、結局身體能力に相當の餘力があるからである。鍛鍊とは、この環境に對する適應性を積極的に増進せしめることであり、養護とは、環境に對して種々の施設を講じ、適應性の足らざるを補ふとともに、更に餘力を蓄へしめることにほかならない。ここにも身體の適應性を通して、鍛鍊と養護、いひかへれば衛生の意義を把握すべき重要な鍵がある。

環境に對する適應性を疾病といふ見地から見ると、疾病に對する抵抗力とも考へられる。即ち疾病の發生には、環境の諸條件が有力な原因をなすものであるから、環境の變化に適應し馴化することは、疾病に對する抵抗力を發揮することである。しかし、この抵抗力には、免疫・素質等の特殊のものもあるから注意を要する。

## 第二節 教育科衛生の意義

教育實踐の根柢に培ひ、教育者たるの資質を鍛成することは、師範學校における「教育科」の本旨とするところであるが、その科目には「教育科教育」のほかに、教育實踐の方法的基礎として、「教育科心理」「教育科衛生」の二科目が教科たる教育科の内容をなしてゐる。

教育科衛生において取扱ふものは、主として教育の事實または教育生活にあらはれた衛生問題に限定し、訓練または養護としての衛生をその内容とする。しかうして、かくの如く衛生が教育科のうちに一科目として獨立の地歩を占めるに至つたといふことは、師範學校の教育性格の一つの指標として、きはめて重要な意義を有するものである。即ち國民教育においては、教育の目的としても、また方法においても、健康の問題が如何に重視されねばならないかを具體的に表現したものであつて、心身一體の修練において、健康重視の施設・指導がきはめて緊要なるゆゑんを明示したものといふことができる。

從來の衛生は、われわれの生活環境を中心にして、自然的及び社會的事象との關聯において人の健康問題を取扱つて來たのであるが、本來衛生には、人の實踐活動としての他の重要な面がある。随つて教育科衛生においては、教育環境としての衛生のほかに教育活動における養護の面を多分にもつてゐるのである。特に心身を一體としての教育の實を擧げ、鍛成の眞の目的を達成せんとするには、教育實踐のあらゆる場面において健康の問題が考へられ、教授・訓練・養護を一體としての指導がなさるべきである。

## 第二章 學校衛生の任務

教育科衛生の本旨を學校における教育の事實に關聯せしめ、そこに生活し學習する兒童・生徒の健康増進を目的として實際に行ふのが、即ち學校衛生である。隨つて學校衛生の任務は、學校教育における心身の鍛成、ながんづく健康の鍛成における理論及び實際について考察し、養護の具體的方法を明らかにし、教育目的の達成に資せしめんとするところにある。

### 第一節 學校衛生の問題

國民學校を對象とする學校衛生には、いろいろの問題があるが、ここでは主として具體的問題についてその概要を述べ、教育科衛生の全貌を明らかにしよう。

第一に、教育環境たる學校は、一つの社會的生活環境であるが、兒童・生徒は同時に自然環境の影響をもうけてゐる。そこで環境の相違によつて兒童・生徒の發育や健康にそれぞれ特徴のあること留意するとともに、土地の狀況に應じ、環境としての學校設備の衛生について十分考慮しなければならない。

第二に、兒童及び青年の體位の現勢並びに推移に關し、正確な認識をもつことは、教育の方法に正しい指標を與へ、養護の内容を豊富にする。

第三に、身體検査は、養護の前提として、教育上の必要に基づいて行はれるものであり、また教育效果の判定にも少からぬ關係のあるものであるから、教育者としては十分検査の方法を通じ、且つ結果の處理に關しても正確な知識を必要とする。

第四に、兒童及び青年に發生し易い疾病とその豫防について、實際的な内容を事實に即して把握し、養護の實績を擧げなければならない。

第五に、健康の鍛成は、教育科衛生の最後の目標であるが、それには先づ正しい健康觀の確立を必要とし、かかる健康に對する正しい認識と確乎たる信念とをもつて養護・鍛鍊の一體的指導に積進しなければならない。

第六に、養護は學校教育のあらゆる場合において、教授・訓練とともに一體として行はるべきものではあるが、施設を通しての養護たる學校給食・健康相談・學校歯科等は學校衛生の重要な問題である。

第七に、養護の特殊施設としては、その對象たる要養護兒童並びに養護學級・養護聚落等の問題がある。

第八に、教授は児童・生徒の心的疲労を引き起し、時に精神的過勞を招くことがある。されば休養の問題も十分考慮しなければならない。特に心身に異常を有する児童・生徒の學習指導に當つては、特別の工夫がなされなければならない。また教授に際しては、養護との一體的指導が行はれなければならぬ等、教授と衛生は緊密な關係にある。

第九に、體育訓練は當然に衛生を考慮して行はるべきであり、特に團體訓練は往往児童の健否・性別・年齢等の個別性を無視する傾向があるので、これが養護には特別の注意が必要である。

第十に、以上は主として學校衛生の問題を教育者の立場において述べたのであるが、眞の健康は児童の生活を通じ、その實踐を俟つて始めて實現せられる。それ故、健康生活の指導と訓練とは、學校衛生において特に重視しなければならない。

最後に、救急看護の手技に慣れ、児童・生徒の應急處置に誤りなきを期することは教育者として肝要のことである。かやうに考へると、學校衛生の問題はすぐる多方面にわたり、隨つて教育科衛生の任務はきはめて重大であるといはなければならない。

## 第二節 學校衛生の發達

### 一、わが國の學校衛生

わが國の學校衛生については、すでに明治年代において、學校醫令が公布せられた。かくの如く國家の制度として、教育の法規によつて學校衛生の實施を見たのは、當時世界いづれの國にも類例のないことであつた。即ち(一)學校醫の設置(二)身體検査の施行(三)學校設備の衛生化(四)學校傳染病の豫防(五)學校清潔方法の實施等は、すでに明治三十年代において教育法規によつて行はれたのである。また教育の中央官廳たる文部省の總務局に學校衛生課を置き、學校衛生主任、學校衛生顧問會議の制を定め、制度の上では相當整備を見た。しかし、その割合に學校衛生の實績を擧げるには至らなかつた。しかも明治三十六年行政整理によつて文部省における學校衛生の諸官制が廢止され、ここに大正五年學校衛生官制度の復活に至るまで十數年にわたるわが國學校衛生の唯伏時代が到來した。

しかるに大正五年文部省に學校衛生官が新設せられて中央官廳としての監督機關が復活することとなり、明治時代に始められた學校衛生の礎石の上に、新たに(一)學校看護婦の設置(二)學校における疾病豫防の施設(三)學校給食の實施等のことがあり、學校衛生は相當の發達を示した。しかし、これを國家の法規として實施するまでには至らなかつた。

かくて昭和に入つて、わが國獨特の學校衛生の建設時代となり、さきの醫學的並びに社會的學校衛生の基礎の上に、教育者を中心として、(一)健康教育、(二)虛弱児童の養護、(三)健康相談等の諸施設が學校經營の重要な問題として考へられるに至つた。また最近に至つては、學校歯科制度の整備、養

護教員の設置、學校給食獎勵規程の公布等があり、衛生訓練は國民學校の實施とともに、教科または教科の延長として學校教育の内容たるの實を擧げんとし、要養護兒童に對する特別養護の施設も、國民學校制度の實施とともに、その體制を整へるに至り、遂に師範學校制度の改革とともに教育科の中に衛生の科目が加へられ、教育としての衛生の意義が一層明らかにせられることとなつたのである。

## 二、各國學校衛生の特徴

學校衛生の發達には三つの系統がある。その一つは獨逸に生まれた學校衛生であつて、十九世紀の後半獨逸に勃興した醫學、なかんづく衛生學に基盤をもつて、醫學者乃至學校醫を中心とする學校の醫學的批判と兒童・生徒の衛生的保護とを、その使命とするものであつた。その二は、英國に生まれた學校衛生であつて、國家の現實的 requirement から出發し、社會政策の見地から學校衛生の普及を企てたものである。ところが學校衛生は、最近になつて第三の新たな方向をもつて進んで來た。米國における健康教育の運動もその一つである。即ち學校兒童といふ個人の健康を對象とした醫學的學校衛生に始つて、社會政策の對象としての社會的學校衛生、更に進んで教育者を中心とする學校教育の内容としての教育的學校衛生にと、漸を追うて發達をなし、各國の國民性に出發して、その歴史・民族・一般文化・衛生情態・教育制度・社會組織等を根柢として、それぞれの發達を遂げたのである。わが國の學校衛生は、もとより彼の長所を探り入れて來たことも事實であるが、心身を一體とするわが國獨得

の教育理念に基づき、國民鍊成の方途として學校衛生を重視せんとするところに、その特質をもつてゐるのである。

即ち世界を通じて、各國それぞれの特徴はあるが、學校衛生の發達には醫學的・社會的・教育的等の系統のあることが知られる。幸にわが國の學校衛生五十年の経過は、時に動搖はあつたが、近年に至つて國民教育の内容としての成果を各地の國民學校に認められるやうになり、國民的學校衛生としての實が、健民方策の一翼としてその真價を發揮せんとしつつある。

## 第三節 學校衛生の制度

### 一、學校衛生の監督

文部省は、教育・學藝及び宗教の中央監督官廳である。隨つて、教育としての學校衛生が、文部行政の監督に屬してゐるのは當然である。近年厚生省の新設に伴ひ、從來文部行政として取扱つてゐた學校衛生の一部が同省に移管されたのであるが、厚生行政としての學校衛生は一般國民としての兒童・生徒の衛生であるか、或は特に法律等に定められた特別の衛生問題を取扱ふのであつて、「學校に於ける衛生」は、從來通り文部行政の所管である。

學校衛生の指導監督機關としては、現在文部省に體育局があり、體育・振興・勤勞・保健の四課に

分れてゐるが、學校衛生に関する事項は、保健にまいて所管し、それぞれ必要な職員が配置されて、その事務を分掌してゐる。

## 二、學校衛生の職員

學校を中心とする學校衛生の人的機構は、學校醫・學校齒科醫・養護教員・養護婦・教員である。なかんづく學校醫・學校齒科醫は學校衛生の技術者である關係上、一般的の教育職員としての法令中に定められていない、學校衛生に關する特別法規によつて規定せられてゐる。

イ、學校醫　わが國の學校醫制度は、明治三十一年勅令によつて、全國の公立學校に學校醫設置のことが定められ、また文部省令たる學校醫職務規程が公布せられ、その後數次の改正を経て今日に及んでゐる。

學校醫令は、昭和四年の改正によつて、公立學校のみでなく、官公私立のすべての學校・幼稚園に設置せられることとなり、學校醫は國家で定めた職務規程によつて、それをぞれ學生・生徒・兒童・幼児の保健の責に任じ、かくて學校教育における衛生監督の制度は統一ある全國的の組織をもつて至つたのである。

現行の學校醫令によれば、學校醫はその資格にちいて醫師たることを要し、公立學校の學校醫は地方長官がこれを監託する。

ロ、學校齒科醫　近時學校衛生の發達につれて、學校における齒科衛生のことが重視せられ、醫師たる學校醫のほかに、學校齒科醫を設置するの機運を促すに至つた。歐米においても學校齒科醫は、學校醫とは別途の系統において發達し、學校齒科醫とともに學校衛生の重要機關と認められてゐるのである。

即ち國民學校及び中等學校の兒童・生徒である七歳乃至十五六歳の年齢は、あたかも齒牙の交換期に相當し、この期間において、齒牙の健康を保持し、且つ永久齒の出齦を完全ならしめるとは、齒牙保健の根本をなすものであつて、學校齒科醫の問題も、かかる齒科衛生の特殊の要求に基づいて生まれたものである。

一、學校齒科醫令は、學校醫令によくれること二十餘年、昭和六年の公布であるが、これによつて學校齒科醫の立場は、學校醫と並んで法令上にその基礎を確立することができたのである。現行の學校齒科醫職務規程は、昭和七年文部省令をもつて公布されたものである。

ハ、養護教員　國民學校制度においては、學校衛生についても多くの内容が盛られてゐるが、その中でも養護教員の制度は、學校衛生における人的要素の新たな發足であつて、國民學校の職員として兒童の養護に重要な役割を分擔せしめることとなつた。

養護教員は養護教員免許狀の所有者につき、地方長官がこれを任命し、ほぼ教官と同一の待遇をな

すことになつてゐる。

養護教員は、國民學校令の定めるところに従ひ「學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ養護ヲ掌ル」のであつて、學級は擔任せず、授業は受持たないが、國民學校教育の内容としての養護を分擔する教育者である。隨つて、その職務の本質は單なる衛生養護の技術的處置に止るものではなく、教育者たるの人格の感化と指導者たるの體験の反映とに存するのである。

養護教員の掌るべき養護の具體的内容については、文部省訓令をもつて、養護教員執務要項が定められてゐる。その概要是左の如くで、學校衛生の全般にわたつてゐるが、執務の際、教育の方針に關しては學校長の命を承け、醫務に關しては學校醫・學校齒科醫の指導をうけ、またよく他の職員と連絡協調を保つべきことが要求されてゐる。

- なほ附屬國民學校をおく師範學校に養護教員をもき、兒童の養護を掌るとともに、本科生徒の養護實習を監督することになつてゐる。
- (一) 身體検査に關すること。
  - (二) 學校設備の衛生に關すること。
  - (三) 學校給食その他兒童の養護に關すること。
  - (四) 健康相談に關すること。

- (五) 病病の豫防に關すること。
  - (六) 救急看護に關すること。
  - (七) 學校齒科に關すること。
  - (八) 要養護兒童の特別養護に關すること。
  - (九) その他兒童の衛生養護に關すること。
  - (十) 家庭訪問に關すること。
- 二、養護婦 國民學校の養護婦とは、養護訓導免許狀を持たない看護婦が、養護教員の職務に準じて、兒童の養護に從事する者をいふ。從來學校看護婦と稱し、學校衛生婦と名づけられてゐた者は、すべて養護婦なる名稱に統一せられたことになつたのである。養護婦は教育職員としての資格はないが、看護婦免狀をもつてゐる者から採用することになつてゐる。職務としては、すべて、養護教員執務要項に準じて、兒童の養護に從事することとなつてゐる。

## 第三章 健全なる心身

健全なる心身を育成することは、國民學校の教育方針において力強く述べられてゐるのであるが、何が「健全なる心身」であるかについて考察することは教育科衛生の重要な任務である。

### 第一節 発育と健康

生まれたとき身長僅か五〇種位の新生兒は、満一箇年後の誕生日までには、七三種に成長し、六箇年後の國民學校初等科第一學年では一一〇種、更に二十箇年後では一六〇種程度に發育し、女子も七八歳までには一五〇種内外にまで發育するのが普通である。

ところが、その新生兒も、その起源は男女両親の身體の一部分である細胞に由來する。またその両親の身體も元に遡れば、それぞれ祖父・祖母の身體の一部たる生殖細胞が合體してできたものである。かやうにして、われわれの身體は、元は一つの細胞から發生し、胎内十箇月の間に細胞の分裂・新生その他の發生現象を経て遂に新生兒として生まれるのである。生後もまた、一定期間は發育を遂げ、個體維持・種族保存の使命を果し、やがて死の運命を擔ふのであるが、しかし生殖細胞を通じて、生れなければならない。

#### 一、形體と構造

發育は、外部構造としての形態の發育と内部構造たる組織器官の發育とに分つことができる。だが身體は、元は一つの細胞がら生成し發展して來たものであり全體としての必要に應じて分化したものであるから、形態といひ構造といつても、それらは生きた人間の生命現象を異つた面から觀たといふだけであつて、形態と構造とは一つのものとして把へなければならない。

#### 二、構造と機能

發育の本來の意味は、靜的な形態や構造よりも、動的な機能または發達に重點がおかなければならぬ。身體が如何に複雑な構造と組織とをもつてゐても、元は一つの細胞から分れたものであり、それぞれの分擔に應じて組織をつくり器官を形づくつてゐるのである。しかし、それらの組織なり構造なりが、なんらかの意味においてはたらきをもつてなければ、生きた身體の構造とはいはれない。

かかるはたらきは構造に對して機能と稱せられる。

かくして、身體においては、形態と構造と機能とが相互に密接な關聯をもつて發育するものあり、それらが全體の統一を保ちつつ、全體としてのはたらきを示すところに生命現象の本來の姿が見られるのである。

### 三、發育と健康

發育が正常の過程を辿るためには、形態と同時に機能が正常でなければならぬ。この機能の正常であることが、即ち健康であるといふことにほかならない。

發育は生物のもつ必然的の過程であるが、それは環境との關聯をもいて始めて實現せられること、すでに述べた如くである。そこに個體と環境との全體關聯が重要な意義をもち、發育と機能との正常または異常、なかんづく健康の保持、疾病の豫防等の問題が、特に發育健康を中心として重視せられなければならないゆゑ多んがある。

### 四、發育の指標

發育について研究するには、なるべく附屬國民學校または、他の國民學校兒童につき、身體検査の結果を資料とするのが便利である。一般には身長・體重・胸圍等の測定の成績を統計的に取扱ふのであるが、男女に分け、年齢別に考察すれば、身長の伸び方、體重の増し方及び兩者の發育の相關など、なればならないゆゑ多んがある。

具體的資料に基づいて發育の過程を知ることができる。即ち年齢により男女によつて發育の量は必ずしも同様ではない。なほ同年齢の兒童を年次的または地域的に考察すれば、一層その間の事情が明らかになる。

また身長を規準として體重・胸圍等の相關を求めるとき、各年齢により、また男女によつて體格に特徴のあることが知られる。また發育は環境たゞへば都市と農村によつて相違があり、同じ年齢の者でも、時代が違ふと文化的影響の變化によつて發育の異なるのは興味あることである。それらの具體的事實は身體検査の資料を活用すれば十分に認識することができる。

## 第二節 健康と疾病

### 一、健康と生活

健康とは、身體における組織器官の機能が全體的に調節され、環境との關聯においてもよく適應性の發揮によつて適應能力が高められ、隨つて、環境の變化に逢つても容易に恒常性が失はれず、作業能力を最もよく發揮することのできる情態をいふ。

即ち健康とは、靜的な一つの情態ではなく、動的な發展性のある情態であるといつてよい。この動的なものを一定の情態に保つのは、人のはたらきによるのである。いひかへれば、人は衛生的生活を

通して、自分の健康を保持し増進せしめてゐるのである。

健康が衛生の生活を通して保持せられるといふことは、環境と健康との一體不離性を證するものである。随つて、健康もまた生命現象の一様相として、人と環境との全體關聯において把握するのでなければならない。

## 二、疾病の本態

今日の醫學では、疾患には一定の病因が必須の條件とされてゐる。しかうして、外部からの病因即ち外因が加つただけでは必ずしも發病するものではなく、病因をして發病情態に至らしめる身體の素地が存在しなければならない。この素質または素因を内因ともいふ。

かくの如く、疾患の發生には、外因たる病因と内因たる素質または素因とを必要とするが、外因は環境條件の中に含まれ、内因は身體に内在する生來性または獲得性のものである。

疾病的豫防には、外因たる環境の條件を調整して、病因としてのはたらきを少くすることと、體質の改善によつて外因に對する抵抗力を増進せしめることとの二つの方面がある。疾病的治療においても、原因療法と稱するのは、外因へのはたらきであり、免疫療法の如きは抵抗力の強化にほかならない。

## 三、疾病的標徴

われわれは誰でも疾病に罹つた體験をもつてゐるが、健康と疾病とはつきりと區別することはできない。これは健康も疾病も生命現象の一つの様相であつて兩者ともに生命現象たるにむいては同一であるからである。また疾病的症狀そのものが、健康恢復のための生體の反應である場合も少くない。治療手段も、多くは、かかる生體の正常情態への復歸に對し、補助的のはたらきを有するに過ぎないものである。

## 第三節 健全なる心身

### 一、心身一體

心身の「身」とは、もちろん客觀的に見た身體を指すのであるが、われわれはまた主觀的に「心」の存在することを知つてゐる。否、身體そのものと心の関係を知ることさへも心のはたらきである。即ち人間には身體といふ肉體活動と心といふ精神活動との二つの面がある。

しかば精神活動即ち「心」とは何であるか。

身體が物質からできることは明らかであり、また精神即ち心が物質でないことが明らかであるとしても、物質的なものと密接な關聯をもつてゐることは容易に想像することができる。この物質的な根源をもつてゐるものと、物質ならざるものとして觀られるといふことは、心が人の自己表現であ

るためである。即ち心と身とは、本來は一つのものであつて、客觀の對象として物質的に觀た場合が身體であり、主觀の對象として表現的に觀た場合には心といふ。觀られるものは本來一つであるが、觀方の相違によつて、一つのものが心ともなり身ともなるのである。心身一體とは、このやうな事實をいふのである。

しかし、それだからといつて、身體を丈夫にすればおのづから精神も健全になり、心を健全にすればおのづから身體も健康になるかといふと、必ずしもさうではない。精神の健全とは、人の自己表現としての心の健全であるから、客觀的な身體の健康と同様に取扱ふわけにはいかない。そこで教育においては、心も身も一つにして、その健全を圖らなければならぬのであつて、健康な身體に健全な心が自己表現として把まれるやう指導されなければならない。

## 二、健全なる心身

健全とは、心身の機能が正常で、作業能力の最高度に發揮される情態を意味する。正常と異常とを區別することは必ずしも容易ではないが、心身の機能が正常であるためには、それはたらきが身體として統一されてゐなければならぬ。身體の内部にむける諸機能の相關性はもとより、環境への適應性においても、はたまた心身の關聯においても、それらが全體として統制が保たれ、全一的な健康であることが必要である。しかうして健康が環境との全體關聯において保持せられるといふことは、健

全なる心身もまた環境への適應性を發揮せしめるが如き生活を通して實現せられることを意味するのであつて、そこに衛生生活の重要なゆゑんがある。

## 第四章 児童及び青年の體位

近年わが國の兒童及び青年の體位は、體格においては相當向上の跡を示し、またその健康情態にあっても、トラボーム・脊柱彎曲・營養不良等は減少の傾向にある。しかしながら結核・近視・龋齒等は増加の傾向にあり、更に成年期に於ける體格、出生、死亡の状況等を綜合考察すれば、なほ改善を要すべきものが少くない。けだし、兒童及び青年の體位の向上こそは、國民教育の重要な課題であり、あらゆる國家體制確立の基礎をなすものなることを知らなければならぬ。

### 第一節 児童及び青年の體格の推移

わが國においては、明治三十三年以來全國の各學校において學生・生徒・兒童の身體検査を實施し、その結果は文部省において全國的に集計・整理することになつてゐる。

體格とは、外形から見た身體の形態の意であつて、一般に身長・體重・胸圍等についてこれをあらはすことになつてゐる。體格の推移は、畢竟時代の變遷に伴なふ發育過程を示すものであり、遺傳的な素質と環境に對する適應性とのあらはれにほかならない。

#### 一、身長・體重及び胸圍

イ、身長 最近二十五箇年に於いて、兒童及び青年の身長は、第一圖に示すが如く、男子において一般に漸次增加の傾向にある。しかうして年齢の七年・八年頃においては二・〇乃至三・〇釐の増加を見るに過ぎないが、十五年・十六年等においては、特にその増加が著しく、四・〇乃至五・〇釐の増加となつてゐる。

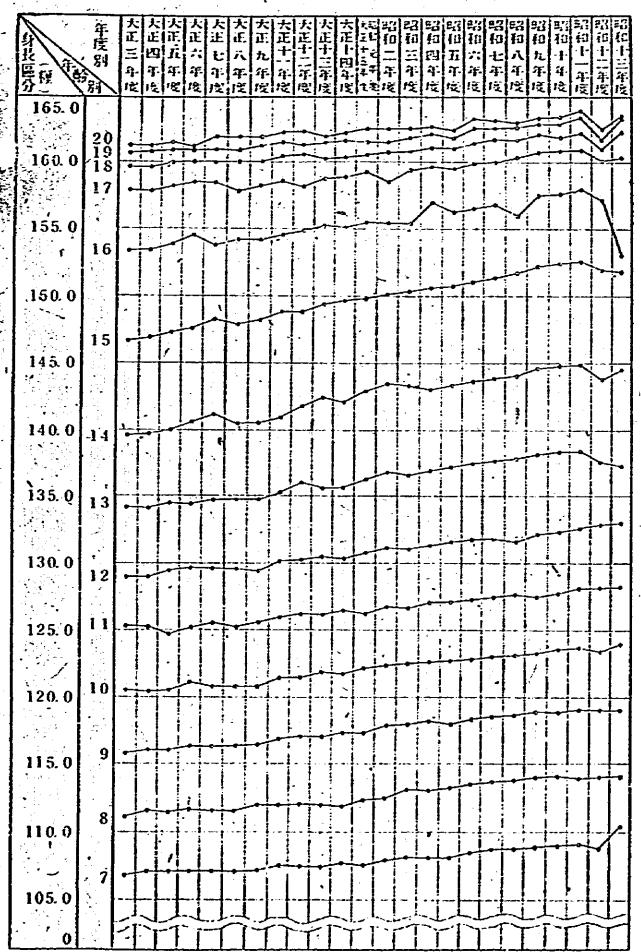
女子においても同様の傾向にあつて、七年・八年頃においては二・五乃至三・〇釐の増加を示してゐるが十三年・十四年・十六年等においては特にその増加が著しく、各年齢ともに四・〇乃至四・五釐の増加を示してゐる。(第二圖)

身長増加の傾向を、大正年代と昭和年代とに分つて比較すると、男女各年齢ともに、昭和年代の方が、大正年代に比じ、増加の割合が大きい。

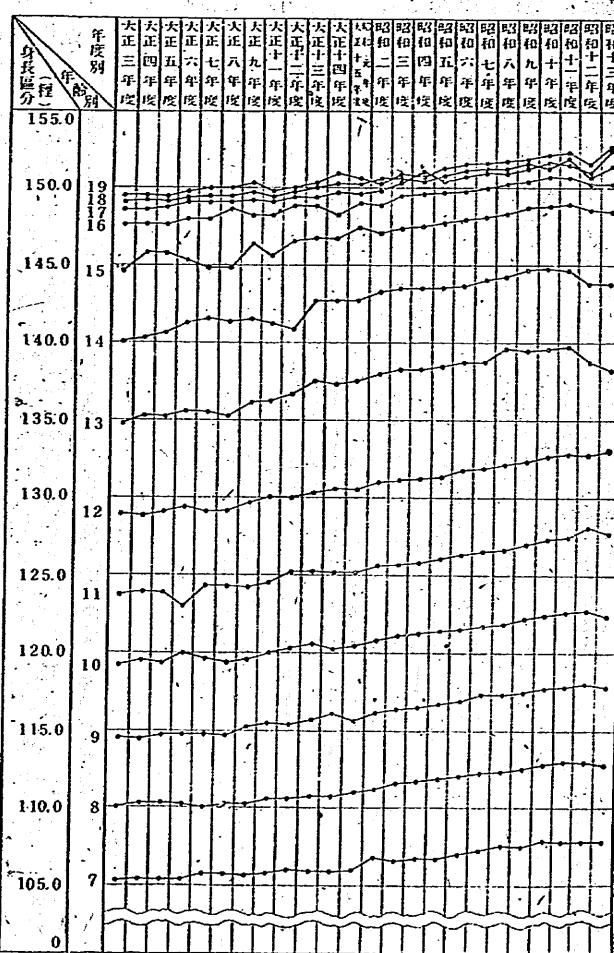
ロ、體重 最近二十五箇年に於いて、兒童及び青年の體重は、第三圖に示すが如く、一般に男子において増加の傾向を示してゐる。しかうして、年齢の七年・八年等においては、〇・五乃至一・三公斤を増加するに過ぎないが、十五年・十六年・十七年等においては、特にその増加が著しく三・〇乃至四・三公斤の増加を示してゐる。

女子においても同様の傾向にあつて、七年・八年等においては〇・七乃至一・三公斤を増加するに過ぎない。

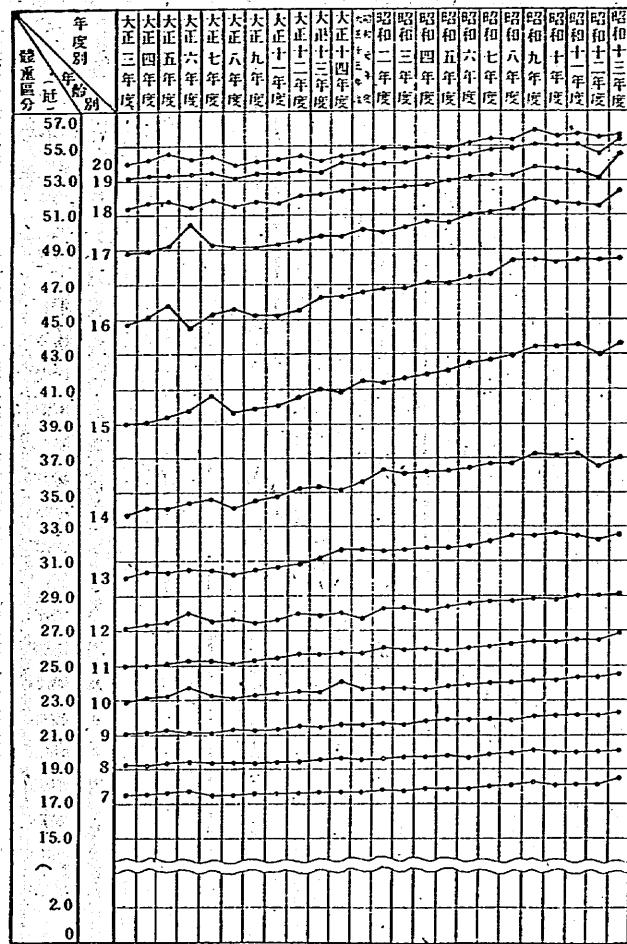
第1圖 學生・生徒・兒童の身長累年比較(男)



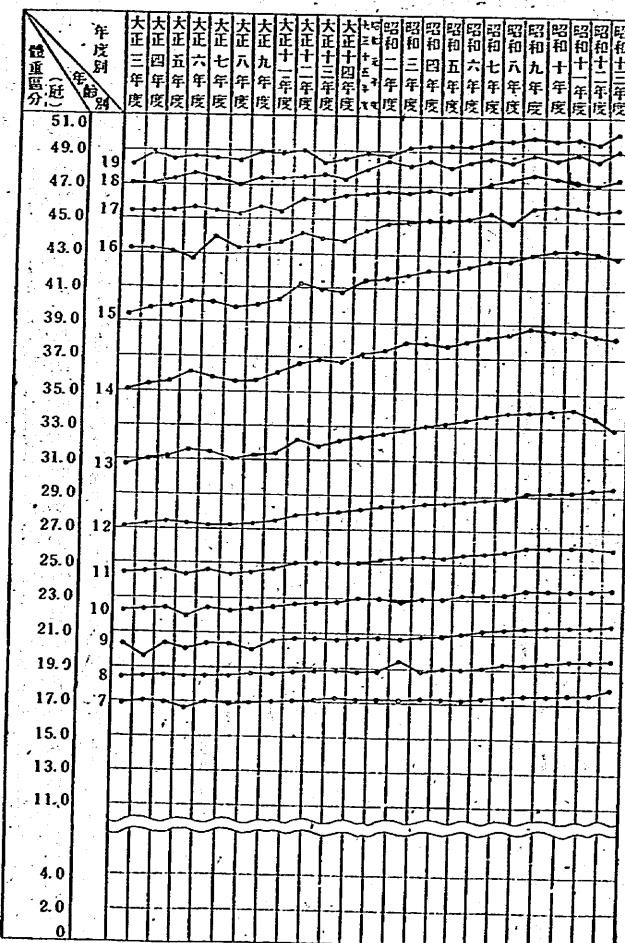
第2図 學生・生徒・兒童の身長累年比較(女)



第3圖 學生・生徒・兒童の體重累年比較(男)



第4圖 學生・生徒・兒童の體重累年比較(女)



K 450.4-42

Approved by Ministry of Education  
(Date Aug. 26, 1940)

著作権所有者	文部省	定價金壹圓
發行所	師範衛生卷二	
印刷者	東京都神田區錦町一丁目十六番地 大日本印刷株式會社	
代表者	森下松吉郎	
發行所	東京都牛込區市谷加賀町一丁目十五番地 師範學校教科書株式會社	
印刷者	大日本印刷株式會社	
代表者	佐久間長吉郎	
著作権所有者	文部省	定價金壹圓
發行所	師範衛生卷二	
印刷者	東京都神田區錦町一丁目十六番地 大日本印刷株式會社	
代表者	森下松吉郎	
著作権所有者	文部省	定價金壹圓
發行所	師範衛生卷二	
印刷者	東京都神田區錦町一丁目十六番地 大日本印刷株式會社	
代表者	佐久間長吉郎	

58.8.31 文部省寄贈收入乙